

債権の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第22号

債権の管理に関する規則の一部を改正する規則

債権の管理に関する規則（昭和39年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>秘書広報室</u>にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、<u>政策地域部</u>にあつては<u>政策推進室長</u>、文化スポーツ部にあつては文化スポーツ企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長、I L C推進局にあつては企画総務課総括課長<u>並びに</u>出納局にあつては総務課総括課長</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 この規則において「債権の管理に関する事務」とは、県の債権について、債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務のうち次に掲げるもの以外のものをいう。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 この規則において「課長等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>政策企画部</u>にあつては秘書課総括課長、総務部にあつては総務室長、<u>ふるさと振興部</u>にあつては<u>ふるさと振興企画室長</u>、文化スポーツ部にあつては文化スポーツ企画室長、環境生活部にあつては環境生活企画室長、保健福祉部にあつては保健福祉企画室長、商工労働観光部にあつては商工企画室長、農林水産部にあつては農林水産企画室長及び農村建設課総括課長、県土整備部にあつては県土整備企画室長、復興局にあつては復興推進課総括課長、I L C推進局にあつては企画総務課総括課長、<u>出納局</u>にあつては総務課総括課長</p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 この規則において「債権の管理に関する事務」とは、県の債権について、債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務のうち次に掲げるもの以外のものをいう。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第2項に規定する財務規定等の適用を受ける事業に係る事務</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。